

信州大学医学部と厚生労働省社会・援護局との連携に関する協定書

信州大学医学部（以下「甲」という。）及び厚生労働省社会・援護局（以下「乙」という。）は、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、政府が実施する戦没者遺骨のDNA鑑定 の推進に関して、甲及び乙が相互に緊密な連携を図り協力することにより、戦没者遺骨の鑑定の迅速化及び高度化に寄与することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲及び乙は、次の各号に掲げる事項について連携し協力する。

- (1) 戦没者遺骨のDNA鑑定に関すること。
- (2) 戦没者遺骨のDNA鑑定 の推進に資する人材育成に関すること。
- (3) その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

（戦没者遺骨鑑定センター連携室）

第3条 甲及び乙の連携をより円滑かつ強固にするため、甲の構内に戦没者遺骨鑑定センター連携室を置く。

2 戦没者遺骨鑑定センター連携室は、次の各号に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 甲及び乙の連携の推進及び調整
- (2) 甲及び乙の種々の連携の支援
- (3) その他第1条の目的を達成するために必要な事項

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく活動において知り得た相手方の秘密事項について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に対し開示又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和12年3月31日までとする。ただし、その間に、甲及び乙の合意により更新することができる。

（細則）

第6条 本協定に定める事項について疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項について必要があるときは、甲及び乙が協議して定める。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和6年4月12日

甲 信州大学医学部長

奥山 隆平

乙 厚生労働省社会・援護局長

朝川 知昭